

令和3年度第1回浜松市社会福祉審議会
民生委員審査専門分科会

日時 令和3年5月24日(月)

15:00～15:40

会場 浜松市役所 第4委員会室

次第

1 開会

2 挨拶

3 委員紹介及び定足数報告

4 会長及び職務代理者選任

5 概略説明

(1) 民生委員・児童委員について〔P1～3〕

(2) 民生委員審査専門分科会について〔P4～5〕

(3) 民生委員・児童委員の一斉改選について(概要)〔P6～8〕

6 その他

7 閉会

≪ 参考配布資料 ≫

【社会福祉審議会及び民生委員審査専門分科会に関する法令等】〔P9～11〕

第1回 民生委員審査専門分科会

令和3年5月24日（月）

15:00～15:40

浜松市役所本館8階 第4委員会室

1. 民生委員・児童委員について

(1) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の位置づけ

民生委員は、民生委員法により設置が定められており、同時に、児童委員は、児童福祉法第 16 条第 2 項により民生委員が兼ねることが定められています。

主任児童委員については、児童福祉法第 16 条第 3 項により、児童委員のうちから指名されるとされています。

また、民生委員・児童委員の任期については、民生委員法第 10 条により 3 年と定められています。ただし、任期中に解嘱あるいは死亡した民生委員・児童委員の後任として委嘱される補充の民生委員・児童委員の任期については、前任者の残任期間となります。

(2) 民生委員・児童委員の定数及び活動の基盤

民生委員・児童委員の定数は、民生委員法第 4 条により、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市長が条例で定めることになっています。また、主任児童委員の定数についても、一定の基準により配置することになっています。

《民生委員・児童委員配置基準》

区分	配置基準
東京都区部及び指定都市	220～440 世帯ごとに 1 人

《主任児童委員配置基準》

「民生委員児童委員協議会の規模」に主任児童委員の定数は含めません。

民生委員児童委員協議会の規模	定数
民生委員・児童委員の定数 39 人以下	2 人
民生委員・児童委員の定数 40 人以上	3 人

※ 定数の設定にあたっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定について留意。

※ 主任児童委員の定数については、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用可能。

このほか、民生委員法第 20 条では、民生委員・児童委員は、定める区域ごとに民生委員児童委員協議会を組織しなければならないと定められています。

浜松市では、令和元年 12 月 1 日の一斉改選により、民生委員・児童委員の定数を 1,345 人（うち主任児童委員 110 人）とし、53 の法定地区民生委員児童委員協議会を組織し活動しています。

(3) 民生委員・児童委員の主な活動

- 低所得者、高齢者世帯、母子世帯等の実態把握と援助活動
(福祉票・児童票の整備、生活援助活動、生活福祉資金貸付制度に関する活動 等)
- 児童委員としての活動
(児童及び妊産婦のいる世帯の実態把握と援護活動、児童の健全育成活動への参加要保護児童等の実態把握及び関係機関への連絡・通報、要保護児童連絡協議会への参画 等)
- 福祉事務所、児童相談所、その他関係機関の業務への協力
- 民生委員・児童委員活動記録等、各種報告
- 民生委員児童委員協議会、その他関係諸会合への出席
- 小地域見守り活動等、地域福祉推進のための各種事業・行事への協力
- 災害時等の要援護者支援活動
- 共同募金、歳末助け合い、その他各種行事への協力
- 地域福祉のネットワークづくりへの協力
- ボランティア活動振興のための活動

(4) 民生委員・児童委員の適格要件 (厚生労働省「民生委員・児童委員選任要領」より)

- 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことのできる者
- 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

(5) 主任児童委員の役割

主任児童委員は、児童福祉等に関する機関・団体と連携調整を行い、かつ、児童委員と連携して、子どもや子育て家庭に対する支援を行うことが期待されています。

- 関係機関・団体、施設等との連絡調整
児童委員が行う活動において、必要となる地域の関係機関との連絡調整
- 児童委員への援助活動
児童委員が担当する区域内で行う活動に対する必要な支援や協力

- 支援を必要とする子どもや子育て家庭、児童健全育成への支援
児童委員との連携による、支援を必要とする子どもや子育て家庭および児童健全育成のための多様な支援
- 個別支援活動
支援を必要とする子どもや子育て家庭に対する個別の支援
- 意見具申
子どもの権利が著しく侵害されている状況や子どもにとって好ましくない環境がある場合などの、関係行政機関等への連絡、民児協としての意見具申

(6) 主任児童委員の適格要件（厚生労働省「主任児童委員選任要領」より）

- 児童福祉施設等の施設長もしくは児童指導委員もしくは保育士等として勤務した方、または里親として児童養育の経験のある者
- 学校等の教員の経験を有する者
- 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- こども会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者

(7) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の年齢要件

- 民生委員・児童委員及び主任児童委員

新任・再任を問わず、委嘱日時点において75歳未満（75歳は含みません）。

下記の要件に該当する場合は、再任で延長1期に限り75歳を超える方の推薦について例外規定があります。但し、75歳を超える方については民生委員推薦会及び社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）で質疑や意見が出ることも多く、否決された場合には、改めて推薦をお願いすることもあります。

〈該当要件〉

下記のいずれかに該当し、かつ、候補者が心身ともに健康であり、民生委員・児童委員活動に支障がないこと。

- ① 地域の高齢化率が非常に高く、浜松市の平均（約25%）を大幅に上回っており、75歳未満の適任者が推薦時点で確保できない場合
- ② 過疎化が進み、75歳未満の適任者が推薦時点で確保できない場合
- ③ その他特段の事情があり、75歳未満の適任者が推薦時点で確保できない場合

2. 社会福祉審議会民生委員審査専門分科会について

※ 社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会に関する法令等は別紙参考のとおり

(1) 社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の役割

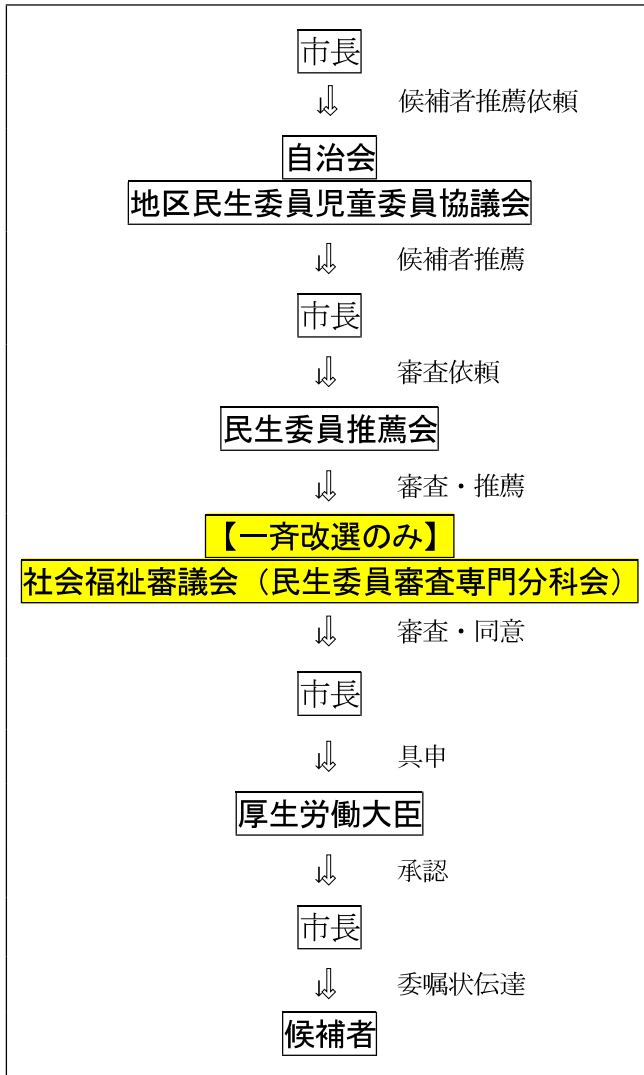
民生委員・児童委員の選任にあたっては、民生委員法第5条により、市長の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱すると定められています。

また、市長による厚生労働大臣への推薦は、民生委員推薦会が推薦した候補者について行い、この場合には、社会福祉審議会の意見を聴くよう努めるものとされています。

このようなことから、浜松市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会では、民生委員・児童委員の任期満了に伴う一斉改選時において、民生委員推薦会から推薦された候補者が民生委員・児童委員として適任であるか審査を行っていただいております。

このほか、民生委員推薦会で推薦した者が民生委員として適当でないと認めるときに、民生委員推薦会に対し、再推薦を命ずる、また、解嘱についての同意する役割があります。

(2) 推薦から委嘱までの流れ



3. 民生委員・児童委員の一斉改選について

民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）の任期は、民生委員法第10条で3年と定められており、来年11月30日をもって任期満了となることから、12月1日付けにて一斉改選を行います。

(1) 任期

令和4年12月1日から令和7年11月30日

(2) 定数（令和3年4月1日現在）

	定数	現員数
地区担当	1,235人	1,219人
主任児童委員	110人	108人
計	1,345人	1,327人

《定員の見直し》

- ・民生委員・児童委員の定数は、定数基準に加え、地域の実情に配慮することになっており、現状の配置数を基に、世帯数が増加している地域等の実態調査（今年度実施）を行い見直すこととしています。

※定数の変更にあたっては、今後、開催の定数変更検討会議（浜松市自治会連合会・浜松市民生委員児童委員協議会代表者出席）において審議

(3) 年齢要件（国の方針と当市の対応）

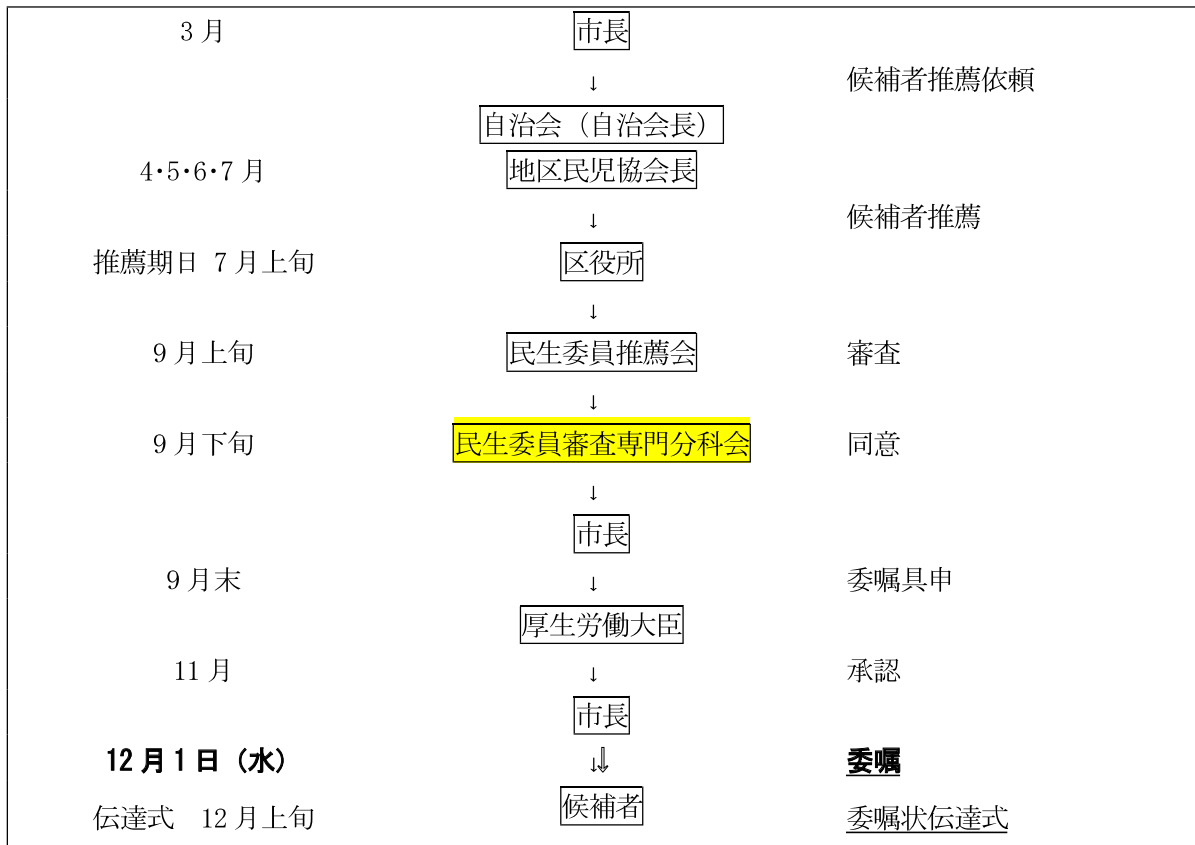
(ア) 地区担当

		前回（R1）
国の方針	新任・再任	75歳未満
	例外	地域の実情を踏まえた弾力的な運用可
当市の対応	新任・再任	75歳未満
	例外	再任に限り、延長1期を上限として、75歳以上を可

(イ) 主任児童委員

		前回（R1）
国の方針	新任・再任	55歳未満
	例外	弾力的な運用可
当市の対応	新任・再任	75歳未満
	例外	再任に限り、延長1期を上限として、75歳以上を可

(4) 委嘱までの流れ



(5) その他

令和元年度一斉改選に伴う定数見直しの推移一覧

区	法定地区	地区担当				主任児童委員			現定数 計
		旧定数	増減	増減地域(増減員数)	現定数	旧定数	増減	現定数	
中	元城・県居	20	0		20	2	0	2	22
	西部	25	0		25	2	0	2	27
	八幡	28	0		28	2	0	2	30
	城北南	20	0		20	2	0	2	22
	城北北	20	0		20	2	0	2	22
	江東	29	0		29	2	0	2	31
	駅南	24	0		24	2	0	2	26
	江西	20	0		20	2	0	2	22
	住吉・和合	26	0		26	2	0	2	28
	萩丘中	30	0		30	2	0	2	32
	葵・高丘	39	0		39	3	0	3	42
	曳馬南	29	1	曳馬町宮(+1)	30	2	0	2	32
	曳馬北	20	0		20	2	0	2	22
	富塚	30	1	西和(+1)	31	2	0	2	33
佐鳴台	16	1	佐鳴台三丁目(+1)	17	2	0	2	19	
東	蒲	34	0		34	2	0	2	36
	和田	25	0		25	2	0	2	27
	中ノ町	9	0		9	2	0	2	11
	笠井	24	0		24	2	0	2	26
	長上	34	0		34	2	0	2	36
	積志	45	0		45	4	0	4	49
西	神久呂	13	0		13	2	0	2	15
	入野	31	0		31	2	1	3	34
	篠原	17	1	篠原町東(+1)	18	2	0	2	20
	伊佐見	12	2	瞳ヶ丘(+1)、伊左地町(+1)	14	2	0	2	16
	和地	14	-1	湖東西(-1)	13	2	0	2	15
	庄内	17	0		17	2	0	2	19
	舞阪	20	0		20	2	0	2	22
	雄踏	23	0		23	2	0	2	25
南	白脇	24	1	寺脇町(+1)	25	2	0	2	27
	芳川北	17	0		17	2	0	2	19
	芳川南	18	0		18	2	0	2	20
	五島・河輪	23	1	東町(+1)	24	2	0	2	26
	飯田	20	0		20	2	0	2	22
	新津	17	1	新橋町東(+1)	18	2	0	2	20
	可美	20	0		20	2	0	2	22
北	初生・三方原	29	0		29	2	0	2	31
	都田	14	0		14	2	0	2	16
	細江	37	0		37	2	0	2	39
	引佐	35	0		35	2	0	2	37
	三ヶ日	33	0		33	2	0	2	35
浜北	浜名	30	1	染地台(+1)	31	2	0	2	33
	北浜第一	29	0		29	2	0	2	31
	北浜第二	21	0		21	2	0	2	23
	中瀬	16	0		16	2	0	2	18
	赤佐	15	0		15	2	0	2	17
	亀玉	16	0		16	2	0	2	18
天竜	天竜西	31	0		31	2	0	2	33
	天竜東	21	0		21	2	0	2	23
	春野	21	0		21	2	0	2	23
	佐久間	25	0		25	2	0	2	27
	水窪	15	0		15	2	0	2	17
	龍山	5	0		5	2	0	2	7
		1,226	9		1,235	109	1	110	1,345

【社会福祉審議会及び民生委員審査専門分科会に関する法令等】

民生委員法（昭和 23 年 7 月 29 日 法律第 198 号 抜粋）

第 5 条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第 7 条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から二十日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第 11 条 民生委員が左の各号の一に該当する場合には、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

- 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- 三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たつては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日 法律第 45 号 抜粋）

（地方社会福祉審議会）

第 7 条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第9条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(専門分科会)

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

社会福祉法施行例（昭和33年6月27日 政令第185号 抜粋）

(民生委員審査専門分科会)

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

浜松市社会福祉審議会条例（昭和12年3月24日 浜松市条例第46号 抜粋）

(設置)

第1条 市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として浜松市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 民生委員の適否に関すること。
- (2) 障害者の福祉に関すること。
- (3) 高齢者福祉に関すること。
- (4) 地域福祉に関すること。
- (5) その他の社会福祉に関すること。

(専門分科会)

第6条 次の各号に掲げる事項を調査審議するため、法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項の規定により、審議会に、当該各号に定める専門分科会を置く。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事項 民生委員審査専門分科会
- (2) 障害者の福祉に関する事項 障害福祉専門分科会
- (3) 高齢者福祉に関する事項 高齢者福祉専門分科会
- (4) 地域福祉に関する事項 地域福祉専門分科会
- (5) 児童福祉、母子家庭の福祉及び母子保健に関する事項 児童福祉専門分科会